

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.006

処 分 名	障害支援区分の変更等の決定
処 分 の 概 要	市長は、法第24条第4項の規定により障害程度区分の変更の認定をしたときは、障害程度区分変更認定通知書（様式第11号）により、当該変更認定に係る障害者又は障害児の保護者に通知するとともに、障害者福祉サービス受給者証の提出を求め、当該変更認定に係る事項を記載しなければならない。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第78号）第9条
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第24条による申請があった際に行う変更決定である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成18年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口又は支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）

<p>備 考</p>	
<p>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 （障害程度区分の変更認定の通知等） 第9条 市長は、法第24条第4項の規定により障害程度区分の変更の認定をしたときは、障害程度区分変更認定通知書（様式第11号）により、当該変更認定に係る障害者又は障害児の保護者に通知するとともに、障害者福祉サービス受給者証の提出を求め、当該変更認定に係る事項を記載しなければならない。 一部改正〔平成24年規則35号〕</p>